

[視察報告 3-2\)市議会における災害対応規程\(真岡市議会\)2018.11.06 記載](#)

視察報告 3-2)「市議会における災害対応規程」真岡市議会

2018年10月30日、栃木県真岡市を訪れ、標記(ほか)の視察を行いました。



主要な説明を、中村和彦 議長がしていただきました。

その説明によれば、

真岡市において、災害の発生、または発生のおそれがあるとき
真岡市災害対策本部が設置され、

真岡市議会は、真岡市議会对策支援本部は設置します。

行政との関係において、議会は「支援」とする側に位置付けられています。

本部長(議長)

副本部長(副議長)

本部員(議会運営委員会委員)

とされ、議会事務局長は行政との連絡調整を行います。

この中で、議員(構成員以外の議員)は、自らの安否、居所などの報告、情報提供を行うことになっています。

平成28年3月11日、この災害対応規定が制定・施行されています。

さらに、議会運営委員会委員に再度規定の趣旨を周知し、各会派室に規定のあらましを掲示されているとのことでした。



.....
(所感)

災害に際して、議員と議員がどのように対応するべきか、様々の場において何度も議論になっています。

自らの安否情報に関して、町田市議会は、全員にメールでタブレット型端末機等に通知され、その返信で安全であることを報告することになっています。

*それは、2018.8.23に開催された町田市議会災害対策委員会において、<「タブレット型端末機等による町田市議会議員の安否確認等について（内規）」を決定しており、大規模地震等災害発生時における初動体制等の確立を目的として、議員の安否確認及び災害対策上必要な情報発信（以下「安否確認等」という。）を議員に貸与されたタブレット型端末機及び議員所有の電子端末機等のメール機能を活用して行う>と定めています。すでにその対応も実験済みのものです。

*なお、町田市議会において、タブレット型端末機等としたのは、実用性を勘案し、自宅で複数情報検索でパソコンを利用している場合、あるいは外出先ではスマートフォンを利用していることがその理由です。

ただし、真岡市議会の「市議会対策支援本部」と町田市議会災害対策委員会の機能は、おのずと小異なる位置づけと考えられます。

町田市議会の災害対策委員会は常設の機関であり、全市規模の大規模災害で無くとも、一般災害の情報に関しても行政報告を受けたり、委員会の協議を実施している機関になっています。また、行政が実施する総合防災訓練などにおいて、率先してそ

の視察に参加しています。

一方で、真岡市議会の「市議会対策支援本部」は、その名称に、「支援」が入っており、災害時に、議決機関とした以外の存在意義を含ませようとしたものと思います。

また、そのために、本部長の職務代理制度が導入されているものと思います。

規定の第3条5には、本部長及び副本部長に事故あるとき又は欠けたときは、別表の順位に従い、その職務を代理する

附 則

この規程は、平成28年3月11日から施行する。

別表（第3条関係）

順位	本部長の職務を代理する者	副本部長の職務を代理する者
第1位	副議長	議会運営委員会委員長
第2位	議会運営委員会委員長	総務常任委員会委員長
第3位	総務常任委員会委員長	民生文教常任委員会委員長
第4位	民生文教常任委員会委員長	産業建設常任委員会委員長
第5位	産業建設常任委員会委員長	議会運営委員会副委員長

と定めています。

それは、議事を求める内容でなく、災害復旧の行政業務の支援を目的にした災害対応規定となっている理由によっていると考えました。

町田市議会も、この真岡市議会の取り組みに学び、何らかの対応を検討するべきだろうと考えました。

記 町田市議会議員 吉田つとむ 保守の会